

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について（通知）

（平成 7 年 9 月 3 0 日）

（使用者・販売業者・廃棄業者あて）

（科学技術庁原子力安全局放射線安全課長通知）

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号。以下「法律」という。）に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害の防止に努められていることと存じます。

さて、今般、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 5 9 号）が平成 7 年 9 月 3 0 日から施行され、これに伴い、関係法令の改正を行い、同日から施行いたしました。

この度の改正は、最近の放射性同位元素等の利用形態の多様化、放射線利用技術に係る知見の蓄積等、放射線利用を取り巻く状況に的確に対応するために行ったものであり、放射性同位元素の賃貸の業に係る許可制度の創設、安全性の高い特定の放射性同位元素装備機器（表示付ガスクロマトグラフ用 E C D）の使用に係る管理業務の合理化、許可証の訂正手続の簡素化等の内容を含んでおります。

本改正に伴い貴事業所において留意すべき事項について別添のとおり取りまとめましたので、その内容を十分御理解のうえ、放射線安全管理に遺漏のなきようお願いいたします。

（別添）

放射線障害防止法関係法令の改正に伴う留意点について

1 放射性同位元素の賃貸の業に係る許可制度の創設

適切な放射線障害防止対策が講じられることを前提に、放射性同位元素の賃貸の業を行うことが可能になりました。なお、賃貸の業に係る規制の主な内容は、次のとおりです。（法律第 4 条、第 1 1 条等関係）

（ 1 ）放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、放射性同位元素等による放

放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第3条に定めるところにより申請を行い許可を受けて下さい。

(2)(1)の許可は貸貸事業所ごとに受けて下さい。

(3)貸貸業者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したときは、変更の日から30日以内に規則別記様式第7の2により届け出て下さい。

(4)貸貸業者は 放射性同位元素の種類、 貸貸事業所の所在地、 詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設（以下「貯蔵施設等」という。）の位置、構造及び設備を変更しようとするときは、規則第6条に定めるところにより変更の申請を行い許可を受けて下さい。

(5)貸貸の業の許可（変更許可を含む。）の基準は次のとおりです。

詰替施設の位置、構造及び設備が規則第14条の7に定める技術上の基準に適合するものであること。

貯蔵施設の位置、構造及び設備が規則第14条の9に定める技術上の基準に適合するものであること。

廃棄施設の位置、構造及び設備が規則第14条の11に定める技術上の基準に適合するものであること。

その他放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

(6)貸貸業者（密封放射性同位元素にあっては37TBq以上、非密封放射性同位元素にあっては740MBq（一群換算）以上の貯蔵能力の貯蔵施設を使用するものに限る。）は、貯蔵施設等を設置したとき、又は変更の許可を受けて貯蔵施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵能力の変更（規則第14条の13第2項に定める軽微な変更を除く。）をしたときは規則第14条の15に定めるところにより、施設検査を受け、これに合格した後、当該貯蔵施設等を使用して下さい。

(7)貸貸業者（密封放射性同位元素にあっては111TBq以上、非密封放射性同位元素にあっては740MBq（一群換算）以上の貯蔵能力の貯蔵施設を使用するものに限る。）は、貯蔵施設等について、規則第14条の19に定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第16条の定める期間ごとに、定期検査を受けて下さい。

- (8) 賃貸業者は、貯蔵施設等の位置、構造及び設備を規則第 1 4 条の 7 , 第 1 4 条の 9、第 1 4 条の 1 1 に定める技術上の基準に適合するように維持して下さい。
- (9) 賃貸業者は、放射性同位元素等の詰替え、保管、運搬、廃棄をする場合においては、規則第 1 6 条から第 1 9 条に定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じて下さい。
- (1 0) 賃貸業者は、規則第 2 0 条に定めるところにより、放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果について記録の作成、保存等の措置を講じて下さい。
- (1 1) 賃貸業者は、放射性同位元素の賃貸の業を開始する前に、規則第 2 1 条に定めるところにより、放射線障害予防規定を作成し届け出て下さい。また、これを変更したときは変更の日から 3 0 日以内に届け出て下さい。
- (1 2) 賃貸業者は、貯蔵施設等に立ち入る者に対し、規則第 2 1 条の 2 に定めるところにより、放射線障害予防規定の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を行って下さい。
- (1 3) 賃貸業者は、放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対し、規則第 2 2 条に定めるところにより、健康診断を行い、その結果について記録の作成、保存、記録の写しの受診者に対する交付等の措置を講じて下さい。
- (1 4) 賃貸業者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、規則第 2 3 条に定めるところにより、貯蔵施設等への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じて下さい。
- (1 5) 賃貸業者は、規則第 2 4 条に定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の賃貸、保管又は廃棄等に関する事項を記載し、保存して下さい。
- (1 6) 賃貸業者がその業の廃止等をしたときは、規則第 2 5 条に定めるところにより、その旨を届け出て下さい。
- (1 7) 許可を取り消された賃貸業者又は(1 6) による届出をしなければならない者は、規則第 2 6 条に定めるところにより、措置を講じ、3 0 日以内に報告して下さい。
- (1 8) 賃貸業者は、許可証に記載された種類の放射性同位元素を使用者、販売業者、他の賃貸業者又は廃棄業者に貸し付ける場合のほかは、放射性同位元素を貸し

付けることはできません。

- (1 9) 賃貸業者は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、規則第 2 9 条に定めるところにより、応急の措置を講じ、遅滞なく、その旨を届け出て下さい。
- (2 0) 賃貸業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるために、賃貸の業を開始するまでに規則第 3 0 条に定める区分により、1 賃貸事業所につき少なくとも 1 人の放射線取扱主任者を選任して下さい。
- (2 1) 賃貸業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、規則第 3 1 条に定めるところにより、選任した日から 3 0 日以内にその旨を届け出て下さい。これを解任したときも、同様にして下さい。
- (2 2) 賃貸業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素等の詰替えをし又は廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、規則第 3 2 条に定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日から 3 0 日以内にその旨を届け出て下さい。
- (2 3) 賃貸業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 1 0 日以内に報告して下さい。
- 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - 放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。
 - 放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
 - その他、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- (2 4) 賃貸業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、規則別記様式第 2 1 の 3 により、3 0 日以内に報告して下さい。
- (2 5) 賃貸業者は、規則別記様式第 2 1 の 4 の 4 の様式による報告書を毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 3 1 日までの期間について作成し、当該期間の経過後 3 ヶ月以内に提出して下さい。

2 安全性の高い特定の放射性同位元素装備機器に係る管理義務の合理化

表示付ガスクロマトグラフ用ECDについては、設計・構造自体により安全性が十分担保されていることから、管理義務が合理化されました。なお、当該機器の使用に係る改正点は、次のとおりです。(法律第20条、第22条、第34条関係)

- (1) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者は、機器設置施設の目につきやすい場所及び当該機器が装着されているガスクロマトグラフの表面の見やすい箇所に注意事項を提示して下さい。

なお、平成7年9月30日に現に表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用している届出使用者は、平成7年12月31日までにこれらの注意事項を提示して下さい。(注意事項の内容は別添参考資料1参照)

- (2) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する工場又は事業所に係る放射線の量の測定が免除されました。
- (3) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを取り扱う使用施設、詰替施設、貯蔵施設及び機器設置施設に係る放射線の量の測定が免除されました。
- (4) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者は、取扱等業務従事者に対する教育及び訓練の業務が免除されました。
- (5) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者は、放射線取扱主任者の選任義務が免除されました。

なお、平成7年9月30日に放射線取扱主任者を選任している表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者は、改めて解任の届出をする必要はありません。

- (6) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者は、平成7年度の放射線管理状況報告書から規則別記様式第21の4の2の様式により報告して下さい。(記載方法は別添参考資料2参照)
- (7) 表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみを使用する届出使用者が定める放射線障害予防規定の例文については別添参考資料3を参照して下さい。

3 許可証の訂正手続きの簡素化

放射性同位元素の許可使用者等は、使用施設等の変更の許可の申請の際に、許可証を提出することとなりました。(法律第10条、第11条、第11条の2関係)

- (1) 変更の許可を受けようとする許可使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者

は、変更の許可の申請の際に、許可証を提出して下さい。

なお、平成7年9月29日までに変更の許可の申請をした許可使用者、販売業者及び廃棄業者は、従前の例により、その許可を受けた日から30日以内に許可証の訂正申請を行い、訂正を受けて下さい。

4 地震等の災害時における措置の充実

地震、火災その他の災害が起こったときの措置に関することを放射線障害予防規定に定めなければならないこととなりました。(法律第21条関係)

(1) 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、使用、販売業、賃貸業及び廃棄業を開始する際には、事前に届け出る放射線障害予防規定中に、地震、火災その他の災害が起こったときの措置に関することを定めて下さい。

なお、平成7年9月29日までに放射線障害予防規定を届け出ている使用者、販売業者及び廃棄業者は、放射線障害予防規定を地震、火災その他の災害が起こったときの措置に関することを追加したものに変更し、平成8年6月30日までに届け出て下さい。(放射線障害予防規定への追加事項の例文については別添参考資料4参照)

参考資料 1

注意事項の例（表示付ガスクロマトグラフ用 E C D のみを使用する届出使用者）

1 表示付 E C D が装着されているガスクロマトグラフの表面の見やすい箇所に掲示

注意 放射性同位元素

ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取り外さないで下さい。

ディテクタの表示の有効期間の満了の日 平成 年 月 日

ディテクタを廃棄する場合にあっては、安全管理に係る責任者の指示に従って行い、一般廃棄物又は産業廃棄物と同様の廃棄はしないで下さい。

注 この注意事項は、日本工業規格 A 6 程度の大きさとし、見やすいように 1 6 ポイント程度の文字で記載して下さい。

2 機器設置施設の壁等の目につきやすい場所に掲示

表示付ガスクロマトグラフ用 E C D の「注意事項」

1 ディテクタの使用及び保管は、機器設置施設において行って下さい。

2 ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取りはずさないで下さい。

3 E C D の使用にあたっては次のことを守って下さい。

ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。

ディテクタ及びキャリアガスの温度が 3 5 0 度を超えないようにすること。

キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと。

ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。

4 ディテクタの保管等に係る事項について記帳して下さい。

5 機器設置施設の点検を行い、その実施状況について記帳して下さい。

6 放射線管理状況報告書を、毎年 6 月 3 0 日までに科学技術庁へ提出して下さい。

7 ディテクタの表示の有効期間の満了の日までに機構確認を受けて下さい。

8 ディテクタを廃棄する場合にあっては、安全管理に係る責任者の指示に従って行い、一般廃棄物又は産業廃棄物と同様の廃棄はしないで下さい。

9 危険時にあっては、ディテクタの移動等応急の措置を講じ、警察官又は海上保安官への通報及び科学技術庁への届出をして下さい。

1 0 ディテクタの盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに科学技術庁に報告して下さい。

参考資料 2

放射線管理状況報告書について

(表示付 E C Dのみを使用する届出使用者)

表示付 E C Dのみを使用する届出使用者は、放射線管理状況報告書の記載にあたって、次の点に留意して下さい。

1 「安全管理に従事する者」の項目

当該項目は、すべての事業所が必ず記載しなければならないこと。

「安全管理に従事する者」とは放射線障害の防止について、管理、監督を行う者をいう。

2 「表示付 E C Dの保管の状況」の項目

年度末に保管している表示付 E C Dの設計承認の番号、機構確認の番号及び表示の有効期間の満了の日を記載すること。

3 「表示付 E C Dの受入の状況」の項目

年度中に受け入れた表示付 E C Dの設計承認の番号及び機構確認の番号を記載すること。

4 「表示付 E C Dの払出の状況」の項目

年度中に払い出した表示付 E C Dの設計承認の番号、機構確認の番号、払出先及び払出の年月日を記載すること。

5 その他

年度末に表示付 E C Dを保管していない場合は、欄外にその理由を付してその旨を記載すること。

(記載例)

		整理番号		
平成7年度 放射線管理状況報告書(表示付ECDのみを使用する届出使用者)				
平成8年6月1日				
科学技術庁長官		殿		
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印				
株式会社				
代表取締役社長				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。				
氏名又は名称		株式会社		
法人にあっては、その代表者の氏名		代表取締役社長		
住所		郵便番号() 東京都千代田区 - - 電話番号()		
法第3条の2第1項の届出をした年月日		平成 年 月 日 届 -		
工場又は事業所	名所	株式会社 研究所		
	所在地	郵便番号() 神奈川県横浜市 - - 電話番号()		
安全管理に従事する者	氏名			
	所属及び連絡先	部技術課 電話番号 - -		
1. 施設等の点検の実施状況	実施回数	2	直近の実施年月日	平成8年3月1日
	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容	放射能標識が褪色していたため、張り直した。		
2. 表示付ECDの保管の状況	設計承認の番号	ECD - No.5	ECD - No.7	
	機構確認の番号	95051003	95071004	
	表示の有効期間の満了の日	平成12年5月10日	平成12年8月20日	
3. 表示付ECDの受入の状況	設計承認の番号	ECD - No.5	ECD - No.7	
	機構確認の番号	95051003	95071004	
4. 表示付ECDの払出の状況	設計承認の番号	ECD - No.5	ECD - No.7	
	機構確認の番号	95051001	95071002	
	払出先及び年月日	(株) 工場 平成7年5月20日	(株) 工場 平成7年8月25日	

(注) 年度末において表示付ECDを保管していない場合は、その理由を付してその旨を記載。

例: 「年度末において全ての表示付ECDを洗浄に出しているため保管していない。」

参考資料 3

放射線障害予防規定例文

(表示付ガスクロマトグラフ用 E C Dのみを使用する届出使用者)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づき、株式会社××事業所における ^{63}Ni を装備した表示付ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(以下「表示付 E C D」という。)の使用管理に関する事項を定めることにより、放射線障害を定めることにより、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規定は、××事業所の表示付 E C Dの取扱い及び管理に当たる者に適用する。

(遵守等の義務)

第 3 条 ××事業所において表示付 E C Dの取扱等業務に従事する者は、この規定及び安全管理責任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守しなければならない。

2 事務所長は安全管理責任者が法及び本規定に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

第 2 章 組織及び職務

(組織)

第 4 条 ××事業所における放射線障害の防止に関する組織は次のとおりとする。

(注) 組織図については各事業所において、その規模等を考慮して作成して下さい。

(安全管理責任者等の任命)

第 5 条 事業所長は、放射線障害の防止について、管理、監督を行わせるため、安全管理責任者を任命しなければならない。

2 事業所長は安全管理責任者が旅行、疾病その他の理由により不在のとき、その職務を代行させるため、安全管理責任者の代理者を任命しなければならない。

(安全管理責任者の職務)

第 6 条 安全管理責任者は、××事業所における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 予防規定の制定及び改廃への参画
- (2) 立入検査時の立会い
- (3) 異常及び事故の原因調査への参画
- (4) 事業所長に対する意見の具申
- (5) 関係者への助言、勧告及び指示

2 安全管理責任者は、表示付 E C D の使用、保管等の管理を行う。

3 安全管理責任者は、法令に基づく届出等の事務手続、その他関係官庁との連絡等事務的事項に関する業務を行う。

(安全管理責任者の代理者の職務)

第 7 条 安全管理責任者の代理者は、安全管理責任者が旅行、疾病その他の理由により不在のときは、その職務を代行しなければならない。

第 3 章 機器設置施設等の維持・管理

(定期点検)

第 8 条 安全管理責任者は、別記の項目及び頻度について定期的に点検を行い、必要に応じ修理等の措置を講じなければならない。

2 安全管理責任者は、前項の点検結果及び講じた措置について取りまとめ、事業所長に報告しなければならない。

(表示の有効期間の更新)

第 9 条 事業所長は、表示付 E C D の表示の有効期間を更新する必要があるときは、表示の有効期間の満了の日までに機構確認を受けなければならない。

第 4 章 使用等

(使用)

第 10 条 表示付 E C D を取扱う者 (以下「取扱担当者」という。) は、安全管理責任者の監督のもとで使用しなければならない。

2 取扱担当者は、使用中にガスクロマトグラフに故障その他の異常が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちにガスクロマトグラフの使用を中止し、その旨を安全管理責任者に報告しなければならない。

3 取扱担当者は、表示付 E C D を線源洗浄等の目的で業者に引渡すためガスクロマトグラフから取りはずす必要が生じたときは、安全管理責任者の承認を受けなければならない。

4 安全管理責任者は、表示付 E C D を購入する際は、その E C D が表示付であることを確認しなければならない。

5 事業所長は、表示付 E C D の台数等を変更しようとするときは、あらかじめ科学技術庁長官に届け出なければならない。

(注意事項の掲示)

第 1 1 条 安全管理責任者は、機器設置施設及び表示付 E C D が装着されているガスクロマトグラフに注意事項を掲示しなければならない。

(保管)

第 1 2 条 安全管理責任者は、号棟 階分析室に設置されたガスクロマトグラフ内に、表示付 E C D を保管しなければならない。

2 取扱担当者は、表示付 E C D をガスクロマトグラフからみだりに取りはずしてはならない。

3 安全管理責任者は、分析室を使用していない間はその出入口扉に施錠しなければならない。

(注) 予備線源を所有している場合には、届け出た保管箱内に保管する必要があります。

(運搬)

第 1 3 条 安全管理責任者は、表示付 E C D を修理、洗浄等のために運搬する必要があるときは、次の基準に従って行わなければならない。

(1) 表示付 E C D を容器に封入し運搬の基準に適合した包装とすること。

(2) 表示付 E C D を当事業所外において運搬する場合は、前項のほか総理府令、運輸省令等の関係法令に定める技術上の基準に従って必要な措置を講ずること。

(廃棄)

第 1 4 条 安全管理責任者は、表示付 E C D を廃棄する必要がある場合、事業所長の承認を得たうえで、廃棄業者等に引き渡さなければならない。

第 5 章 危険時の措置等

(危険時の措置)

第 1 5 条 安全管理責任者等は、表示付 E C D に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、直ちに延焼防止、通報、避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 事業所長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに警察官に通報するとともに、遅滞

なく科学技術庁長官又は運輸大臣に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第16条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図に定める災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された者が別記に定める項目について点検を行い、その結果を、安全管理責任者を經由して事業所長に報告しなければならない。

第6章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第17条 安全管理責任者は、表示付ECDの保管、運搬、廃棄及び点検に関する記録をしなければならない。

2 安全管理責任者は、前項に定める帳簿を各年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

第7章 報告

(異常時の報告)

第18条 事業所長は、表示付ECDの盗取又は所在不明等放射線障害が発生し又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ科学技術庁長官に報告しなければならない。

(定期報告)

第19条 安全管理責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、事業所長に報告しなければならない。

2 事業所長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に科学技術庁長官に提出しなければならない。

附 則

この規定は、平成 年 月 日から施行する。

別 記

点検（第8条、第16条関係）の項目等は次のとおりとする。

点検項目	点検細目等	点検の頻度
1) 位置等		
地崩れ、浸水のおそれ	事業所内外の地形、崖のよう壁、河川の堤防等の状況、最近の地崩れ・浸水の発生状況	1回/年
周囲の状況	事業所の境界等の状況	同上
2) しゃへい等	ディテクタの破損、欠落等の状況	2回/年
3) 機器設置施設		
耐火性容器	容器の耐火性、設置している室の施錠等、容器の固定の措置の状況	同上
標識	貯蔵容器及び機器設置施設の標識の設置、破損、褪色の状況	同上
4) その他		同上
注意事項	機器設置施設の目につきやすい場所への注意事項の掲示の状況（内容、位置等） ガスクロマトグラフの表面の見やすい箇所への注意事項の掲示の状況（内容、位置等）	
表示	表示の有効期間の確認	同上

- 1 点検表（チェックリスト）は別に定める。
- 2 点検の結果は、次の項目について記録すること。
 - イ 点検の実施年月日
 - ロ 点検結果及び講じた措置
 - ハ 点検を行った者の氏名
- 3 臨時点検は事業所長が必要と認めたときに行うものとする。

参考資料 4

放射線障害予防規定への追加事項の例文

（地震等の災害時における措置）

第 条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図に定める災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された者が別記に定める項目について点検を行い、その結果を、放射線取扱主任者を經由して事業所長に報告しなければならない。

注 1 地震時においては、震度 4 以上を目安に点検を行うようにして下さい。

2 点検の項目については、定期点検の項目を参考に作成して下さい。